

令和8年5月20日

静岡県立藤枝東高等学校 「部活動に係る活動方針」

1 部活動の意義と位置づけ

(1) 「静岡県部活動ガイドライン」における部活動の意義

ア 部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきていること。

イ 部活動は、より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること。

ウ 生徒が異年齢集団に属し、仲間や教師等との密接な関わりをとおして、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること。

エ 目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する態度の育成に資するものであること。

(2) 本校における部活動の位置づけと役割

本校では、「①協働力②共感力③発想力④研鑽力⑤発信力⑥自発力⑦統率力⑧完遂力」の8つの力を身につけた「高く 輝き 切り拓く人」の育成をスクール・ポリシー（グラデュエーション・ポリシー）としている。部活動を通じた他者とのかかわりの中で、多様な価値観を尊重しながら他者と協働し、豊かな感性と人間性を育むとともに、誠を尽くして逞しい心身を鍛え、自ら考え主体的に行動し、未来を切り拓く力が身につくことが期待される。

2 部活動委員会

教頭 生徒課長 教務課長 進路課長 生徒課部活動会計担当 生徒課生徒会担当 運動部顧問代表 文化部顧問代表（顧問代表は、運動部は高体連担当、文化部は高文連担当を充てる。）

3 設置部活動

運動部（17 団体）

男子テニス 女子テニス 野球 卓球 男子バドミントン 女子バドミントン 柔道 弓道 水泳
サッカー 剣道 男子バスケット 女子バスケット 男子バレー 女子バレー 山岳 陸上競技

文化部（10 団体）

文芸 演劇 英語 報道 JRC 美術 音楽 ギター 科学探究 茶華道

4 本校における部活動活動方針

(1) 活動目標

- ア 校訓「至誠一貫」とサッカーを校技とする理念に基づく「文武両道」の精神のもと、高い志を抱き、目標に向かって努力する態度を養う。
- イ 豊かな知性と教養、逞しい心と体を有し、人格高潔で、確固たる信念と行動力をもって広く地域・社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 成果目標

- ア 「学校の教育活動等に関するアンケート」において、「部活動に意欲的に取り組んだ」と回答する生徒の割合が90%以上
- イ 上記のアンケートにおいて、「東高の部活動は活動内容や時間が適切である」と回答する生徒・保護者の割合が90%以上
- ウ 東海大会、全国大会に4団体以上が出場

(3) 活動内容と具体的な取組

- ア 部活動に係る活動計画の作成と公表
各部活動はスクール・ポリシーに基づいた目標（育てたい資質能力）を定め、それに合わせて活動計画を作成する。
- イ 活動時間および休養日の設定
静岡県部活動ガイドライン（令和8年2月改定）をもとに、本校の活動時間を以下のように定める。
 - (ア) 平日の活動時間は原則として2時間程度とする。ただし、授業時間が半日の場合は3時間程度とする。
 - (イ) 週休日・祝日等の活動時間は原則として3時間程度とする。なお、練習試合等、通常と異なる活動を行う場合、もしくは大会等を控える場合は、この限りとしめない。ただし、生徒の過度な負担とならないよう十分に配慮する。
 - (ウ) 週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。ただし、大会前等でまとまった活動時間が必要な場合など、各部活動の状況に応じて柔軟な対応を可能とする。
 - (エ) 原則、週2日以上（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上）の休養日を設定する。ただし、大会参加等で休養日の確保ができない場合、その終了後の平日を休養日として振り替える。
 - (オ) 定期試験時は、試験開始日の1週間前から終了日の前日までを部活動停止期間とする。なお、大会等を控える場合については顧問が「部活動特別許可願」を提出することにより許可する場合がある。その場合の1日の活動時間は概ね1時間程度とする。
 - (カ) GW及び長期休業中の活動については、原則として週2日の休養日を確保することを原則として、大会等の日程を考慮しながら適切に設定するものとする。
 - (キ) 同期間の活動時間については、原則として3時間程度とする。なお、練習試合等、通常と異なる活動を行う場合、もしくは大会等を控える場合、あるいは合宿や遠征等を実施する場

合はこの限りとしなない。ただし、生徒の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(ク) 原則として年末年始休暇(12/29～1/3)は休養日とする。

(ケ) 4-(3)の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合、各部は校長の承認を得て活動計画を立てることができる。

(4) 適切な指導・安全安心の確保

ア 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(ア) スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動を行う。

(イ) 生徒や職員が、家族と過ごしたり部活動以外の様々な活動に参加し自己研鑽に励んだりする時間を十分に確保できるよう、部活動の時間の効率化を図り、活動計画を作成する。

イ 競技ごとの指導手引き・危機管理マニュアルの活用

(ア) 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引を活用し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(イ) 部活動の指導者は、安全への配慮に務め、生徒が心身ともに健康な状態で安心して活動できるように、「危機管理マニュアル」に沿って対応する。また、緊急の場合に備えてAEDやエピペン等の使用研修を実施・受講する。

(ウ) 部活動の指導者及び施設・設備の管理者は、施設・設備等を安全な状態に保つことに務める。